

家畜衛生情報 No.6

令和3年8月

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所
上十三地区家畜衛生推進協議会
(一社)青森県畜産協会

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)
0176-25-2362 (FAX 0176-24-3888)
017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

大臣指定地域の指定に伴う追加措置 を実施しましょう

8月4日、豚熱の家畜における発生リスクが高まっているものとして、青森県が**大臣指定地域として指定**されました。

これに伴って、これまでの飼養衛生管理基準に加えて、**以下の追加措置が必要**となります。

大臣指定地域における追加措置

当日に大臣指定区域に入った者を立ち入らせない。
(農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者等は除く)

大臣指定区域で収穫された飼料・敷料を利用する場合は家保の指示に従う。

畜舎ごとに専用の衣服を設置し、これらを確実に着用させる。

家畜の移動の際は、移動前に**通路を洗淨・消毒するか洗淨・消毒済のケージ**を使う。また、重機、一輪車等を持ち込むときは**畜舎入り口で洗淨及び消毒**する。

放牧場では給餌場に防鳥ネットを設置し、家畜を収容する設備の確保を行う。

十和田家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日) 携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページ

十和田家畜保健衛生所

検索